

■経費精査にて確認する箇所

- ① 行程及び移動方法等が適切であるかどうか
- ② 連続した日程で複数校の講演を行う場合、旅費の重複がないかどうか
- ③ 私事に関わる旅費（延泊、移動日の変更、ルート変更等）が含まれていないかどうか
※私事に関わる旅費は事業対象外経費のため計上は認められません。見受けられた場合は、該当部分を除いた金額をお支払します
※私事には個人旅行の他、本事業以外の仕事や講演等も含まれます
- ④ 旅費基準（P14～P19）に満たない経費が含まれていないかどうか
- ⑤ 申請額の範囲内に収まっているかどうか
- ⑥ 計上に当たって必要な添付書類（領収書等）が提出されているかどうか

■申請時からの変更が生じた際の扱いについて

- ① 申請額内におさまる範囲での交通機関の変更：可
- ② 申請額内におさまる範囲での移動経路の変更：下記基準に基づき計上可否を判断します

1. 発地の変更：本事業に向かう経路として、予算額の範囲内で計上可



2. 着地の変更：私事にあたる場合、計上できるのは往路の行程まで 私事にかかわる当日の日当と復路の計上は不可



転居の場合は、予算額の範囲内で計上が可能



3. 他校との連続行程に変更：連続行程を組む実施校同士の旅費決定額の合計額を上限額として計上可能



- ③ 申請額内におさまる範囲での宿泊費、日当の計上：可
- ④ 被派遣者間における旅費の流用：上限額の範囲内で可
- ⑤ やむを得ない日程変更等により生じたシーズン料金の差額は決定額を超過して計上を認めます。
ただし申請時から経路変更しない場合に限りです
- ⑥ 台風による交通機関の停止や、インフルエンザによる学級閉鎖等のためやむを得ず生じた日程変更により、当該校及び連続行程を組む他校が単独実施となった場合、各校ごとに決定額を超えての旅費の計上を認めます

※追加費用が発生する見込みがある場合は、速やかに近畿日本ツーリスト株式会社へ連絡してください。事前に連絡のない場合、費用計上が認められない場合がございます

費目別基準と必要提出書類

【令和4年 4月現在】

航空費

《基準》

航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合、計上可能

《提出が必要な書類》

- ・ 領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）
- ・ 航空券または搭乗証明書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）

《留意事項》

- ・ 座席のクラスアップ料金の計上は認められません
- ・ 原則として、「割引制度」を利用してください
- ・ 搭乗案内等は搭乗券の代用として認められません
- ・ 代表者がまとめて購入した場合、領収書ごとに利用者・利用日・利用区間の内訳を明記してください

鉄道料金

《基準》

運賃：起点から実施校まで最も経済的かつ効率的な経路の通し料金まで。ただし、普通乗車料金、IC料金は問わない

特急列車：片道 100km 以上の場合計上可能。ただし指定席料金、自由席料金は問わない

急行列車：片道 50km 以上の場合計上可能。ただし指定席料金、自由席料金は問わない

《提出が必要な書類》

- ・ 領収書の写し（特急列車、急行列車のみ／PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）

《留意事項》

- ・ 特急列車は、片道 100km 未満であっても、次の場合には利用できるものとします
 - ① 【別紙】（P50～53）の区間
（途中駅で乗下車する場合は除きます）
 - ② ①以外の区間で特急列車を利用することで、
日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
- ・ グリーン席料金は計上できません
- ・ 2回以上特急を乗り継ぐ場合、片道が100km以上であっても、1回の特急乗車区間が100km未満であれば、その特急料金は計上できません
- ・ 乗車券面のコピーは証憑書類として認められません
- ・ 代表者がまとめて購入した場合、領収書ごとに利用者・利用日・利用区間の内訳を明記してください

船

《基準》

[旅客運賃]

運賃の等級設定がある区間：中級以下の運賃まで計上可能

運賃の等級設定がない区間：その乗船に要する運賃を計上可能

[寝台料金]

旅客運賃 + 寝台料金

[座席指定料]

旅客運賃 + 座席指定料金（クラスアップ料金不可）

《提出が必要な書類》

- ・ 領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）

《留意事項》

- ・ 寝台料金を計上する場合、宿泊料は計上できません
- ・ 乗船券面のコピーは証憑書類として認められません
- ・ 代表者がまとめて購入した場合、領収書ごとに利用者・利用日・利用区間の内訳を明記してください

路線バス

《基準》

起点から実施校まで最も経済的かつ効率的な経路の通し料金までの運賃を計上可能。ただし、普通乗車料金、IC料金は問わない

《提出が必要な書類》

- ・ なし

《留意事項》

- ・ 一般的な路線検索システム等で金額・経路の確認が取れない場合は、料金表を御提出ください

自家用車

《基準》

車賃：1kmあたり37円

高速料金：高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合、計上可能

《提出が必要な書類》

- ・ 領収書またはETC利用明細の写し
（高速料金のみ／PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）

《留意事項》

- ・ 全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます
- ・ 車賃計上は、自身の所有する自家用車を使用した場合のみ対象です。送迎や運搬車、他者の所有する車への同乗の場合は車賃を計上することができません

日当

《基準》

[宿泊を要する日]

移動距離に関わらず 1日1,100円

[宿泊しない日]

1日の移動距離が鉄道 100km 未満、水路 50km 未満、陸路 25km 未満の旅行の場合、計上不可
それ以外の場合は 1日1,100円

《提出が必要な書類》

- なし

《留意事項》

- 旅行が鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、鉄道 4km、水路 2km をそれぞれ陸路 1km とみなします

例：鉄道で30km、バスで10km移動した場合

$30\text{km} + (10\text{km} \times 4) = 70\text{km}$ (鉄道換算) ⇒日当計上不可

鉄道で50km、バスで15km移動した場合

$50\text{km} + (15\text{km} \times 4) = 110\text{km}$ (鉄道換算) ⇒日当計上可

宿泊料（1夜につき）

《基準》

甲地方 10,900円まで

対象：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方 9,800円まで

対象：甲地方以外

《提出が必要な書類》

- なし

《留意事項》

- 業務上の必要に限り計上することができます
- 実施日を起点として前泊または後泊する場合は、備考欄に理由を添えてください

パック旅行

《基準》

上記各旅費基準に準ずる

《提出が必要な書類》

- 領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）
- 内訳明細の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等 ※原本不要）